

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する条項を改めたいので、この条例案を提出いたします。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 青梅市病院事業の設置等に関する条例(昭和 4 1 年条例第 4 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 青梅市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成 2 7 年条例第 3 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(青梅市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 青梅市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。